

本通知は FAX（送信数 1 枚）及びメール（別添資料含む）で発出しております。

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 4 日
（厚生会員部門扱い）

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日 本 歯 科 医 師 会

持続化給付金について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html> において更新されましたので、お知らせいたします。

この持続化給付金は、新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金です。

なお、持続化給付金は国会での令和 2 年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については、詳細が決まり次第公表されますので、進捗がありましたら速やかにお知らせします。

<別添>

- ・ 持続化給付金に関するお知らせ